

導流堤の草、刈ってみませんか？

雲仙復興事務所では、広大な砂防指定地の利活用の一環として、「導流堤に自生する草を希望者が自らで刈り取り、刈草を有効活用いただく」取り組みを試験的に実施します。なお、刈り取った草は無償で提供いたします。

ご希望の方は、実施条件及び注意事項をご理解のうえお申し込み下さい。

【実施条件及び注意事項】

- 草の刈り取り・搬出が出来る方。(刈草から運搬まで、すべての行為を申込者にて実施)
- 刈草を自ら利用する方。(転売目的の方へは提供できません)
- 申込み順に範囲を決定。(申込み多数の場合は参加できない場合あり)
- 作業に関わる一切の事故及び安全管理については申込者の責任にて行ってください。
- 作業の期間は平成25年3月31日まで。(応募の状況により変更する場合あり)

《 申込×切 》

申し込みについては随時受け付けております。まずは下記番号へご連絡下さい。

《 申し込み・問い合わせ先 》

国土交通省 雲仙復興事務所 砂防課

【電話】0957-64-4171 【FAX】0957-63-0914

※詳細は別紙『届出書』の【実施条件及び注意事項】をご覧ください。

【実施条件及び注意事項】

1. 申し込み者による「草の刈り取り・搬出」を対象としています。
刈草から運搬まで、すべての行為について、申し込み者にて行ってください。
2. 引き取り後の刈草は、自ら利用してください。
不法投棄ならびに転売など営利目的に使用しないでください。
3. 刈草は申し込み順に提供しますので、申し込み多数の場合は、希望する量が確保できない、または、提供ができない場合があります。
3. 申し込み順に刈草をしていただく範囲を決定しますので、申し込み多数の場合は参加できない場合があります。
4. 積込・運搬時に導流堤等の施設に損傷を与えないようお願いします。
万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において雲仙復興事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
5. 作業に伴う安全対策には十分注意し、万が一、第三者にけが等を負わせた場合、または、作業者がけが等をした場合は、申込者の責任において対応していただきます。
また、刈草が飛散した場合には清掃を行ってください。
6. 作業後は速やかに集草・搬出し、飛散流出がないようにしてください。
7. 自生している草には、いろいろな種類が混在しております。
希望される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、雲仙復興事務所は一切の責任を負いません。
8. 割り当てられた範囲内の草は全て刈り取ってください。
9. 作業の期間は平成25年3月31日までとします。
(応募の状況により期間を変更する場合があります)

平成 年 月 日

砂防指定地入域届出書

国土交通省
雲仙復興事務所長 殿

届出者 住 所
氏 名
連絡先
印

目 的 : 砂防指定地内における刈草及び運搬作業

用 途 : 家畜の飼料・敷きワラ・堆肥・その他 ()
※上記から選択してください。

希望範囲 : _____
※目安で結構です(例: 〇m×〇mなど)

希望期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
※作業期間は平成25年3月31日までとします。

連絡先 : _____
(責任者) ※責任者の緊急連絡先(携帯番号)を記載ください。

そ の 他 : 刈草及び運搬作業は、本書記載事項ならびに実施条件及び注意事項に基づき行うとともに、引き取った刈草は、不法投棄や転売をしないよう責任を持って管理し、有効利用することを確約します。

【実施条件及び注意事項】

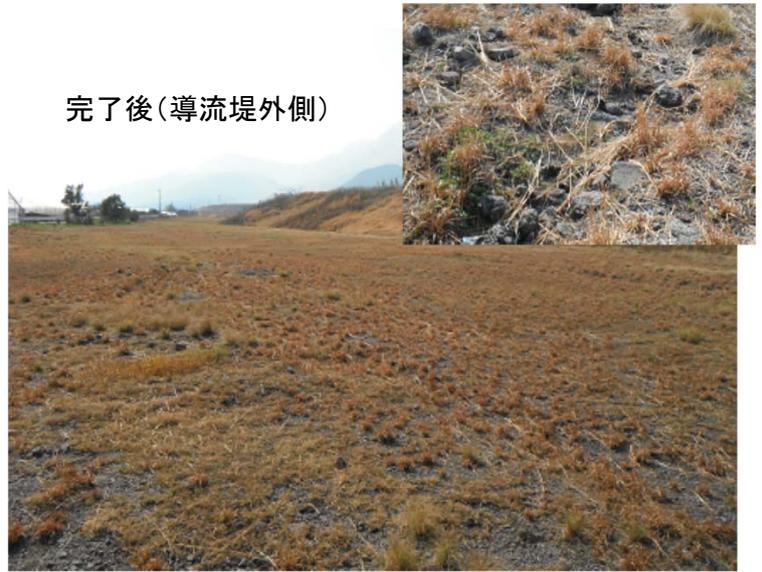
1. 申し込み者による「草の刈り取り・搬出」を対象としています。
刈草から運搬まで、すべての行為について、申し込み者にて行ってください。
2. 引き取り後の刈草は、自ら利用してください。
不法投棄ならびに転売など営利目的に使用しないでください。
3. 刈草は申し込み順に提供しますので、申し込み多数の場合は、希望する量が確保できない、または、提供ができない場合があります。
3. 申し込み順に刈草をしていただく範囲を決定しますので、申し込み多数の場合は参加できない場合があります。
4. 積込・運搬時に導流堤等の施設に損傷を与えないようお願いします。
万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において雲仙復興事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
5. 作業に伴う安全対策には十分注意し、万が一、第三者にけが等を負わせた場合、または、作業者がけが等をした場合は、申込者の責任において対応していただきます。
また、刈草が飛散した場合には清掃を行ってください。
6. 作業後は速やかに集草・搬出し、周辺への飛散流出がないようにしてください。
7. 自生している草には、いろいろな種類が混在しております。
希望される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、雲仙復興事務所は一切の責任を負いません。
8. 割り当てられた範囲内の草は全て刈り取ってください。
9. 作業の期間は平成25年3月31日までとします。
(応募の状況により期間を変更する場合があります)

作業状況及び完了状況写真

作業状況(導流堤外側)



完了後(導流堤外側)



作業状況(導流堤天端)



完了後(導流堤天端)



着手前(導流堤内)



完了後(導流堤内)

